



一人で悩まずご相談ください

各種相談窓口のご案内

分野	名称・機関	場所	電話番号	受付日時等
全般	人権相談所	多治見市大平町 5-33 岐阜地方方法務局多治見支局	0572-22-1002	月～金 8:30～17:15
	日本司法支援センター 法テラス	可児市広見 5-152 サン・ノーブルレジッド・ヒロミ 101 (法テラス可児)	050-3383-0005	月～金 9:00～17:00
	県民生活相談センター	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館	058-277-1001	月～金 8:30～17:00
	岐阜県警察安全相談室	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県警察本部	058-272-9110	毎日 24 時間 (全国共通ダイヤル #9110)
	市民相談室 (瑞浪市生活安全課)	瑞浪市上平町 1-1 瑞浪市役所	0572-68-9748	月～金 8:30～17:15
	人権こまりごと相談 (人権擁護委員)	瑞浪市上平町 1-1 瑞浪市役所	0572-68-9748	毎月第 3 木曜日 13:30～16:00
女性	岐阜県女性相談センター 配偶者暴力相談支援センター	—	058-213-2131	月～金 9:00～21:00 土日・祝日 9:00～17:00
女性 子ども	瑞浪市子育て支援課 (児童・ひとり親・DV 相談)	瑞浪市上平町 1-1 瑞浪市役所	0572-68-2111	月～金 8:30～17:15
子ども	岐阜県東濃子ども相談センター	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111	月～金 8:30～17:15 対象: 18 歳未満の児童、保護者
	24 時間虐待通報ダイヤル (岐阜県東濃子ども相談センター)	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1226	毎日 24 時間 (児童相談所虐待対応ダイヤルは「189」)
	教育支援センター教育相談室 (瑞浪市教育委員会)	瑞浪市土岐町 400-1 瑞浪市教育支援センター	0572-67-3338	火・木 13:00～17:00
	瑞浪市子ども発達支援センター ほけっと	瑞浪市寺河戸町 1149-1	0572-44-8177	月～金 8:30～17:15 対象: 18 歳未満の児童、保護者
犯罪 被害者	ぎふ犯罪被害者支援センター	岐阜市藪田南 5-14-12 シンクタンク庁舎	0120-968-783 058-268-8700	月～金 10:00～16:00
	ぎふ性暴力被害者支援センター	岐阜市藪田南 5-14-12 シンクタンク庁舎	058-215-8349	毎日 24 時間
	岐阜県警ストーカー相談 110 番	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県警察本部	0120-794-310	月～金 9:00～16:00
労働者	多治見総合労働相談	多治見市音羽町 5-39-1 多治見労働総合庁舎	0572-22-6381	月～金 8:30～17:15

*相談日は、祝日・年末年始等により、休みの場合があります。事前確認の上、お出かけください。

瑞浪市役所 まちづくり推進部 生活安全課
〒509-6195 瑞浪市上平町 1-1 0572-68-2111 (代表)

第2次瑞浪市人権施策推進指針

令和3年3月 瑞浪市



●指針改定の趣旨

本市では、人権施策に対する基本理念や方向性を明確にするため、平成23年3月に「瑞浪市人権施策推進指針」を策定し、人権教育・啓発に取り組んできました。策定から10年が経過しようとしていますが、人権をめぐる状況は、今後ますます複雑・多様化することが予想され、一人ひとりの不断の努力によって、人権が尊重される社会を築くことが重要です。

こうしたことから、「瑞浪市人権施策推進指針」策定以降の社会情勢等の変化や、令和元年度に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果も踏まえ、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「第2次瑞浪市人権施策推進指針」を策定しました。

●基本的な考え方

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的に遵守されるべき基本的権利です。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定があり、基本的な人権尊重の原則が定められています。また、日本では、すべての国民に基本的な人権の享有を保障する日本国憲法のもと、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかしながら、今日においても依然として家庭、地域、学校、職場などの社会生活の中で、虐待、暴力、いじめや不当な差別など多種多様な人権侵害が存在しています。また、情報化、国際化などの進展や価値観の変化に伴う人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や性的マイノリティへの偏見や差別等が生じており、全国的に人権問題として関心が高まっています。

こうした状況を踏まえ、本指針では、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、他者の人権も尊重すること・共存していくことの重要性の啓発と、差別の根底にある偏見をなくす教育活動の推進により、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。



<基本理念>

市民一人ひとりの人権が
尊重される社会を目指して

●指針の推進期間

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

さまざまな人権課題への取り組み

女性の人権

男女共同参画社会の実現を目指しましょう

- 男女の人権を尊重する意識の向上
- 男女共同参画による地域活動の推進
- 配偶者・パートナーに対するあらゆる暴力の防止
- 働きやすい環境づくりの推進
- ハラスメントの防止



子どもの人権

子どもの健やかな成長を社会で見守りましょう

- 人権教育・子どもの健全育成の推進
- いじめや不登校の対応
- 児童虐待防止への取り組み
- 家庭や地域社会での青少年健全育成
- 子育てにやさしいまちづくりの推進



高齢者の人権

いつまでも生き生きと暮らせる社会を目指しましょう

- 自立・生きがいづくりへの支援
- 年齢にとらわれず活躍できる社会の構築
- 福祉・介護サービスの充実
- 安心して暮らせる生活環境の整備
- 高齢者を狙った犯罪や消費者トラブルなどの対策
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進



障がい者の人権

自立を支援し、支え合いましょう

- 理解と交流の促進
- 地域生活への支援の充実
- 雇用・就労の支援と社会参加の促進
- 障がい者の家族への支援
- 障がい者にやさしいまちづくりの推進



同和問題

同和問題への理解と認識を深めましょう

- 同和問題の正しい理解と対応
- 雇用の安定向上
- 啓発の推進



外国人の人権

多文化共生社会の実現を目指しましょう

- 国際理解・交流の推進
- 外国人児童生徒への教育体制の充実
- 外国人への生活支援の充実



感染症患者の人権

病気に対し偏見を持たず、理解と支援に努めましょう

- 偏見や差別の解消
- 正しい知識の普及

インターネットによる人権侵害

情報モラルやルールを守りましょう

- インターネットによる人権侵害防止の啓発と対応
- 情報リテラシーの育成



性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

性の多様性について、理解を深めましょう

- 人権教育・啓発の推進
- 支援体制の充実



さまざまな人権

理解を深め、思いやりの心を持ちましょう

- 刑を終えて出所した人の人権問題
- 犯罪被害者等の人権問題
- 災害時の人権問題
- 労働者の人権問題
- アイヌの人々の人権問題
- ホームレスに関する人権問題
- 北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題

